

# 構造改革特別区域計画書

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

熊本県、一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村及び西原村

## 2 構造改革特別区域の名称

阿蘇カルデラツーリズム推進特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

熊本県阿蘇郡一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村及び西原村の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 熊本県の概要

熊本県は九州地方のほぼ中央に位置し、面積は約7,402平方キロメートルで、全国第15位の広さです。県土の約7割が森林で占められています。北部は比較的緩やかな山地、東から南にかけては標高1,000m級の山々に囲まれており、その随所に深い谷があり、見事な渓谷美を見せています。西部は有明海、八代海に面し、外洋の東シナ海に続いています。世界一のカルデラを持つ雄大な阿蘇を含む「阿蘇くじゅう国立公園」、大小120の島々からなる「雲仙天草国立公園」と2つの国立公園を持ち、山あり海ありの、美しい景観に富んだ地形になっています。

人口は平成12(2000)年現在、約186万人。高齢化率(65歳以上人口の全人口に占める割合)は、21.3%と全国の17.3%を大きく上回っており、全国より7年程早く高齢化が進んでいます。

また、平成16年3月には九州新幹線鹿児島ルート新八代～西鹿児島間の開業を控えており、熊本県にとっては初めての新幹線を活用して、交流人口が増加することが期待されています。新幹線開業に併せて、県内外のグリーン・ツーリズムに関する人・情報のネットワーク化を図るために、全国グリーン・ツーリズムネットワーク熊本大会を開催します。

### (2) 阿蘇地域の概要

阿蘇地域は、熊本県の北東部に位置し、阿蘇五岳をはじめ、世界最大級のカルデラやそれを囲む外輪山、更には広大な草原や森林、水源や温泉といった豊かな自然に恵まれた美しい地域であり、その多くは阿蘇くじゅう国立公園をはじめとする自然公園に指定されています。また、神話や神楽等の多くの伝統文化にも恵まれており、豊かな自然と文化が相まって、年間1,800万人もの観光客が訪れる県内最大の観光地となっています。

産業面では、広大な耕地と夏期の冷涼な気候を生かし、米・野菜・畜産を柱とした多様な農業、また豊富な森林資源を生かした林業、そして広大な草原、更には各地に湧き出る温泉の恵みを受け、様々な観光産業が盛んです。

一方、県内最大の観光地ではありますが、過疎化、少子高齢化、景気の低迷などにより地域活力は低下しており、農林業においては後継者不足や有害鳥獣被害に起因する遊休農地が増加するなど将来的な不安は高まっています。本特区内では12町村のうち8町村が過疎地域に指定されており、その緩和策としてUJイターン等の奨励による定住の促進を図っている町村もあります。遊休農地の活用策も含め都市住民のニーズに対応した多様な体験型ツーリズムの振興を中心に据えた地域づくりが急務となっています。

### (3) 阿蘇カルデラツーリズムの取組み

阿蘇地域では、地域全体の振興を図るための推進母体となる(財)阿蘇地域振興デザインセンターを中心に、住民、阿蘇郡内12町村と県がパートナーシップを組んで、「スローな阿蘇づくり」をテーマとして阿蘇カルデラツーリズムに取り組んでいます。

これは、阿蘇地域をゆっくりと探訪し、農村や自然が持つ阿蘇の素顔に触れたり、地元の人たちとの交流などにより、阿蘇の魅力を再発見するツーリズムの開発と地域資源のネットワーク化を図る新しい交流の仕組みづくりを行うものです。農村と連携した体験型観光を充実させることにより滞在客の増加を図り、観光産業の更なる振興による地域経済の活性化を図りながら、定住の促進につなげていこうとするものです。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

### (1) 阿蘇カルデラツーリズムの促進

阿蘇地域全体を1つの阿蘇カルデラ型自然公園と捉え、阿蘇地域が一丸となって環境共生型の観光・交流のしくみを構築しようとしています。規制の特例を適用することにより、新たなツーリズムの取組みが展開されることは、阿蘇カルデラツーリズムの取組みを大きく推進することになります。

阿蘇カルデラ型自然公園・カルデラパーク(面積1,198平方km、人口7万5千人)

パーク内の商業・農林業と観光・交流が連携して地元を経済的な波及効果の創出。パーク内の地域資源や有機的に融合しあう意識醸成の場を作ります。

「スローな阿蘇づくり」をパークの内外に広く情報発信し、新しい阿蘇のイメージをつくります。

「スローな阿蘇づくり」は、(財)阿蘇地域振興デザインセンター、民間、町村、県が協働して推進する12の阿蘇地域振興策のプロジェクトを織り込みながら、素顔の阿蘇に触れる阿蘇ツーリズムの開発を行います。

- ・草原での野草展開プロジェクト
- ・花木公園連携プロジェクト
- ・花の回廊づくりプロジェクト
- ・阿蘇トレッキングプロジェクト
- ・草原スポーツ展開プロジェクト
- ・阿蘇高原芸術文化プロジェクト
- ・阿蘇産品ふれあいの里づくり
- ・あか牛流通・消費拡大プロジェクト
- ・そばの里づくりプロジェクト
- ・長期滞在機能強化プロジェクト
- ・やさしい阿蘇づくりプロジェクト
- ・阿蘇の地域情報展開プロジェクト

### (2) 農地を有効活用した都市農村交流

本特区内においては、今後、後継者不足や有害鳥獣被害による遊休農地の増加が一層懸念される中で、規制の特例の適用により、市民農園の開設主体を地方公共団体や農業協同組合以外の多様な主体に拡大し、区域内に多数存在する遊休農地等を市民農園として都市住民に貸し付けることで、都市農村交流を推進することができます。なお、本特区内で深刻化している有害鳥獣被害の解決策として、規制の特例を適用され、有害鳥獣捕獲が促進されることは、地域に居住していない都市住民が安心して農林産物を栽培できるようになり、地域の市民農園開設者にとっても管理が行いやすくなります。

また、地元の第3セクター法人が農業参入することにより、遊休農地の有効活用が図られることはもとより、そこで栽培された産品の物産施設での販売を通して、都市農村

交流を推進することができます。

さらに、市民農園や物産施設での製品の販売を通して、食と農というテーマでの新たな都市農村交流のスタイルを提供することは、阿蘇カルデラツーリズムの内容を充実させるものとなります。

### (3) 新たな都市農村交流の展開

阿蘇地域は熊本県内最大の観光地であり、観光型農業についても既に色々な形で取り組まれてきましたが、市民農園など開始当初は盛況であっても、作物の栽培管理が困難となり、耕作を継続できない事例などが見受けられます。

今回、規制の特例を適用することにより農林家民宿や市民農園を整備するとともに、併せて地域が一体となったフォローアップの体制を整備することにより、スローな阿蘇を体験してもらうことができるようになります。具体的には、市民農園において地元農家が都市住民に対し営農・技術指導を行ったり、地域特産物を中心とした交流イベントを通じて、都市住民等と地元住民がふれあいを深める、宿泊により増えた滞在時間を活用して自然、歴史、文化等に育まれた地域資源を身近に感じてもらい、地域とのつながりを深めるような新たなツーリズムを提供することができるようになります。

このようなきめ細やかな交流を通じて、都市住民にとっては農業への理解が高まるとともに、地元住民にとっても高齢者等の生きがいづくりにつながるなど地域の活性化を図ることができます。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

熊本県総合計画「パートナーシップ21くまもと」の地域計画において、阿蘇地域は「神々の郷づくり～悠久の自然と文化が生きる自立した地域の確立～」をテーマとして地域産業の振興による経済的な豊かさだけでなく、地域への誇りや自信を持てるような心の豊かさを目指すとともに、自然の恵みに抱かれた地域として、環境の面においても十分に配慮した地域づくりを実現していくこととしています。地域振興のシナリオとして、特色を生かした活力ある地域産業づくり、地域資源を生かした観光地づくり等を掲げ、阿蘇地域が一体となった取組みを進めています。

(財)阿蘇地域振興デザインセンターを中心とした阿蘇カルデラツーリズムの取組みもこの地域計画に則って実施されており、本構造改革特別区域を設置し交流人口の拡大を図ることにより、上記シナリオの実現をめざすものです。

### (1) 都市農村交流人口の増加

阿蘇地域は、雄大な自然資源や景観等を持ち、阿蘇山火口、レジャー施設等には、観光客は訪れていますが、自然、歴史、文化、草原など地域資源がりのままの姿で存在している農村には、観光客の足が伸びておらず、地域全体として観光産業の経済的な効果が波及していないのが現状です。

本特区内において、規制の特例を適用し、農家民宿の開業、市民農園の開設や物産施設での特産品の拡充など、受入体制の充実を図るとともに、関連事業を一体的に実施することにより、都市と農村との交流人口を拡大し、経済的な効果を地域全体に拡大させます。また、受入体制の一環として、有害鳥獣捕獲の規制の特例を適用することは、経済的な効果を地域の隅々まで波及させる可能性を増加させ、新規就農者等の定住促進につながります。

## (2) 特色を生かした活力ある地域産業づくり

具体的には、遊休農地等を活用した市民農園の開設を促進し、地域住民を中心として市民農園の管理や都市住民に対する営農・技術指導等を行うなど、受入体制の整備を図り、市民農園における顔の見える交流を進めます。また、従来の日帰り型の都市農村交流メニューに加えて、農林家民宿の整備することにより、宿泊型の都市農村交流へと転換し、農村生活を体感できるような交流形態へと発展させます。

これらの取組みを都市農村交流施設、観光企業、地元企業の取組みと連携して実施することにより、阿蘇地域におけるグリーン・ツーリズムを地域の新たな産業として確立し、地域の農林業者の所得の向上につなげます。

## (3) 地域資源を生かした観光地づくり

熊本県内最大の観光地である阿蘇地域が有する多様な観光資源・地域資源を最大限に活用するため、従来の宿泊施設や観光施設と連携を十分に図りながら、阿蘇カルデラツーリズムを効果的に推進することにより、グリーン・ツーリズムによる阿蘇の再発見を図ります。

具体的には、農林産物の収穫ツアー・加工体験、農作業体験を盛込んだ修学旅行受入れなど従来からあるメニューに加えて、規制の特例による農家民宿や市民農園を起点として農山村にあるありのままの観光素材にふれあうようなメニューを整備し、都市住民等のニーズに応じた地域住民との交流を図ります。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

1 阿蘇カルデラツーリズム推進特区は、(財)阿蘇地域振興デザインセンターを中心に、住民、阿蘇郡内12町村と県がパートナーシップを組んで取り組んでいる「阿蘇カルデラツーリズム」による地域振興策をさらに発展させるものです。

従来の誘客促進策と併せて、規制の特例を活用した農家民宿の開業、市民農園の開設促進、都市農村交流施設の運営法人の農業参入等を通じたグリーン・ツーリズムの促進により、本特区内での都市農村交流人口の増加が図られ、ひいては観光客の入り込み客数の増加につながります。また、これら規制の特例を活用することは、地域の課題となっている農林業者の所得向上及び遊休農地の解消を図ることになり、地域全体への経済的な効果が期待されます。

2 次に、社会的な効果として、きめの細かい都市農村交流が図られることにより、都市住民・地域住民双方にとって、新たな人的交流が生まれ、生きがいづくりにつながることが出来ます。都市住民に本特区内のありのままの農村生活を体感してもらい、地域の情報を一体となって発信できるようになるとともに、地域住民にとっても地域資源の再発見、再評価を行う絶好の機会となります。

3 更に、有害鳥獣の被害が深刻な当地域において、特区区域に認定されることにより、高齢化が進んでいる狩猟免許保持者の補助人として青年者層の参加が可能となり、有害鳥獣捕獲が促進され、市民農園開設や都市農村交流施設の運営法人の農業参入等による借受希望の阻害要因が取り除かれるとともに例年3千万円を超える農林産物被害が軽減されることによる農家経済の安定化が図られます。

### 特区区域における都市農村交流人口

区 分	現在(H13)	H19年度	比 較	
	千人	千人	千人	%
日 帰 り	2,104	2,134	30	102
宿 泊	298	388	90	130
計	2,402	2,522	120	105

都市農村交流人口は、現状では、ほぼ横ばいで推移している状況であるが、今回の特区での取組みを通じて、今後5年間で交流人口の5%増加を目指すとともに、スローな阿蘇づくりの進展や特区制度を活用した多様な交流等により、交流人口に占める宿泊客の割合を現行の12.4%から15.4%に高める。

- なお、120,000人の交流人口の増加のうち、特例措置の適用により、
- (1) 農家民宿の開業により、平成16年度で約3,300人、平成19年度で約4,400人の増加を見込む。
  - (2) 市民農園の開設により、平成16年度で約50区画(1区画100㎡)1,050人、平成19年度で約200区画(1区画100㎡)4,200人の増加を見込む。

特区区域における都市農村交流に係る消費額

区 分	現在(H13)	H 1 9 年 度	比 較	
	百万円	百万円	百万円	%
日 帰 り	8 , 2 1 2	8 , 3 3 1	1 1 9	1 0 2
宿 泊	4 , 4 4 1	5 , 7 8 1	1 , 3 4 0	1 3 0
計	1 2 , 6 5 3	1 4 , 1 1 2	1 , 4 5 9	1 1 5

なお、14億5千9百万円の経済効果のうち、特例措置の適用により、

- (1) 農家民宿を今後5カ年間で新たに25軒開業させ、平成16年度で約5千万円、平成19年度で6千5百万円の経済効果を特区区域において見込む。
- (2) 市民農園を今後5年間で新たに2ha(およそ200区画)開設させ、平成16年度で約6百万円、平成19年度で約2千4百万円の経済効果を特区区域において見込む。

また、第三セクター等の農業参入における経済効果等については、平成16年度に0.5haの農業参入により5人程度の雇用、平成19年度までに1ha程度の農業参入により10人程度の雇用効果が見込まれる。

なお、作物の種類により収益が異なり、参入を予定している実施主体はブルーベリーの作付けを予定しており、初収穫まで4～5年はかかるため、当面、収益による経済効果は見込まれないが、平年度ベースでのブルーベリーの10a当たり収益は1百万円程度となっている。

## 8 特定事業の名称

- (1) 407 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業
- (2) 1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の
- (3) 1002 地方公共団体および農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業  
特定法人への貸付け事業
- (4) 1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

## 9 構造改革特別区域において実施し、またはその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し、地方公共団体が必要と認める事項

- (1) (財)阿蘇地域振興デザインセンターによる阿蘇地域振興策  
阿蘇地域12町村、地元住民、県で阿蘇の自然、草原、文化等を生かした、農林畜産業を主体とした広域的な取組みを行い、魅力的な阿蘇づくりを進めることを目的としてH13年度に策定された阿蘇地域振興策の具体化に取り組んでいる。現在、複数の個別プロジェクトを横断的に連携させた「スローな阿蘇、阿蘇カルデラツーリズム」に取り組んでいる。
- (2) 地域間連携推進事業  
県下全域におけるグリーン・ツーリズムの推進を図るため、平成13年度から実証事業の実施や研究報告会の開催等に取り組む、今年度はその普及啓発と全国への情報発信を行うため、全国大会を開催する予定。
- (3) 新幹線を活かしたくまもとづくりプラン  
九州新幹線鹿児島ルートの開業を見据え、開業効果を県下全域の地域活性化につなげるため、平成14年度に策定された開業効果活用方策の具体化に向け、本年度から取り組んでいる。
- (4) 九州ハイランド構想推進事業  
熊本県東部の12町村と宮崎県の2町村の山間地帯の広域的な連携によるツーリズムの実施等地域活性化を図っていくための取組みを推進している。
- (5) にしはら農村振興事業「にしはら癒し探訪」(西原村事業)  
都市住民への癒しの提供と村の農業の振興及び地域活性化を目的として、H15年度からグリーン・ツーリズムへの取組みを開始したところ。今後、推進母体となる活性化委員会の設置と事例研修、実証事業の実施等準備段階の取組みが予定されている。

別紙（特定事業番号：407）

1 特定事業の名称

農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村、西原村の全域に住所を有する者及び同特区内に農地又は山林を有する者で農家民宿を開業しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、平成15年3月26日付け消防予第90号消防庁予防課長通知で定めるガイドラインが適用される。

5 当該規制の特例措置の内容

（1）規制の特例措置の必要性

近年のツーリストの田舎暮らしや自然とのふれあいへのニーズが高まる中、新しい宿泊形態としての農家民宿を進めるためには、農家民宿事業実施にさいしての負担軽減が必要である。

当該規制の特例措置により、誘導灯及び誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置については、前記ガイドラインが適用されることから、農家民宿の開業促進のためには特例措置の適用は不可欠である。

（2）要件適合性を認めた根拠

誘導灯及び誘導標識について

農家民宿等の避難階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条の3第1項）において、

ア 各客室から直接外部に容易に避難できる、又は建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること

イ 農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から3メートル以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること

ウ 農家民宿等において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること

の全ての条件を満たしており、令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿において、

ア 「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件（前記5の（2）の）」を満たしていること

イ 客室が10室以下であること

ウ 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とする。）が明示されている



こと  
の3要件を満たしており、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

別紙（特定事業番号：1001）

1 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農地の貸付主体：当該特区内の町村

農地の借受主体：当該特区内に所在地を置く熊本県又は当該区域内の町村が出資する法人（いわゆる第3セクター法人）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特区認定の日

4 特定事業の内容

特区内の市町村が、物産交流施設を経営する第3セクター法人に農地を貸し付け、第3セクター法人自らが特産の農産物を栽培し、物産交流施設をはじめとした観光拠点等で販売することなどにより、地域活性化を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

特区区域の町村では、耕作放棄地は1995年の556ヘクタールから2000年には1,436ヘクタールへ880ヘクタール増加、耕作放棄地率も1.9%から3.7%に拡大しているため、遊休農地の拡大に歯止めをかけることが課題である。

また、特区区域では、1995年には、農業就業人口13,632人のうち、65歳以上の者の農業就業人口が4,868人（65歳以上の農業従事率35.7%）であったのが、2000年には農業就業人口11,375人のうち、65歳以上の農業就業人口は5,136人（同45.4%）へと拡大しており、農業従事者の高齢化、後継者不足への対応が課題となっており、今後、耕作放棄地の増加が懸念されている。

また、当該地域は、福岡都市圏からも比較的近いこと、県外の都市住民が簡単に訪れることが可能な地域であり、こうした地域において、新たな担い手による地域農業経営の多様化と遊休農地の解消・有効利用を図り、さらには都市住民との交流による地域活性化を図る特例措置として、地方公共団体等による農地等の特定法人への貸付け事業を実施することは、当該地域において都市と地方との交流を推進するために必要不可欠である。

別紙（特定事業番号：1002）

1 特定事業の名称

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農地の貸付主体である一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村、西原村及び農地保有合理化法人と特区内の農地において、一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村、西原村又は農地保有合理化法人以外で、特定農地貸付により市民農園を開設しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特区認定の日

4 特定事業の内容

農地を所有する者が、自己の所有する農地で市民農園を開設する場合には、特定農地貸付けが取り消された後において、当該農地の適切な利用を確保するために必要な事項等を内容とする事業実施協定を、農地が所在する町村（一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村、西原村）及び熊本県と締結することを条件に、特定農地貸付けによる市民農園開設を認める。

また、NPO法人、企業など農地を所有していない者が一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村、西原村又は農地保有合理化法人から農地を借りて市民農園を開設する場合には、事業実施協定を、農地が所在する町村及び熊本県と農地の貸付主体である町村又は農地保有合理化法人と締結する場合、特定農地貸付による市民農園開設を認める。

5 当該規制の特例措置の内容

（1）規制の特例措置の必要性

特区区域では、耕作放棄地の増加により遊休農地化の拡大に歯止めを掛けること、農業従事者の高齢化、後継者不足が課題となっている。

規制の特例措置により、地方公共団体、農業協同組合以外の者が市民農園の貸付主体となることができるので、遊休農地を持つ者、後継者不足の者にとっては農地を有効に活用することが可能となる。

一方、都市部住民には、農家作業を行い、自分で作物を作ることへのニーズが高いことから、遊休地を市民農園として提供することが有効な対策となる。

市民農園事業をさらに推進するためには、多様な主体が市民農園事業を行えることが必要であり、規制の特例措置により、市民農園の開設主体が拡大されることから、特例措置の適用は不可欠である。

（2）要件適合性を認めた根拠

特区区域の町村では、耕作放棄地は1995年の556ヘクタールから2000年には1,436ヘクタールへ880ヘクタール増加、耕作放棄地率も1.9%から3.7%に拡大しているので、遊休農地の拡大に歯止めをかけることが課題である。

また、特区区域では、1995年には、農業就業人口13,632人のうち、65歳以上の者の農業就業人口が4,868人（65歳以上の農業従事率35.7%）であったのが、2000年には農業就業人口11,375人のうち、65歳以上の農業就業人口は5,136人（同45.4%）へと拡大しており、農業従事者の高齢化、後継者不足への対応が課題となっており、今後、耕作放棄地の増加が懸念されている。

一方、主として福岡都市圏から訪れる都市部住民には、阿蘇地域における観光農園

や市民農園での体験を通して、「健康」や「食」に対する理解を深めたいという観点から農業に触れ合う都市と農村の交流に対する期待・需要が高い。

そこで今回、特区制度を活用し、市民農園事業を推進することにより、農地の効率的利用を図る一方で、地域全体で取り組んでいるグリーン・ツーリズムの方向に沿って、都市住民の多様なニーズに対応できるようなきめ細かな都市農村交流を図っていく。

別紙（特定事業番号：1303）

1 特定事業の名称

有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

熊本県阿蘇郡において有害鳥獣捕獲を実施しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

銃器の使用以外の方法により有害鳥獣捕獲を実施しようとする者が、その従事者の中に網・わな狩猟免許所持者を含めて有害鳥獣捕獲を実施する場合は、その従事者の中に網・わな狩猟免許を所持していない者が含まれることを認める。

5 当該規制の特例措置の内容

特区区域である一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村及び西原村は、12町村のうち8町村がUJターンによる定住促進を図っている地域ではあるが、定住を促進するためには、自給的あるいは副業的に農業を行うことで収入基盤の安定を図ることが必要である。しかしながら、これらの地域における農作物の鳥獣被害は、年により変動はあるが、平成12年度では約3,500万円、平成13年度では約3,100万円と深刻な状況にあり、迅速かつ適正な有害鳥獣捕獲は、定住を促進する上で極めて重要な課題となっている。このため、本規制の特例措置を導入し、有害鳥獣捕獲の円滑な実施を図ることが必要不可欠である。

また、本特区区域においては、従前から、猟友会によるわな等の取扱いに係る講習が行われており、従事する者についても、鳥獣の生態や現地の鳥獣の生息地等の地理的条件に詳しく、狩猟経験と知識が豊富な5年以上の狩猟経験を有する者又は過去3か年連続して本県の狩猟者登録を受けている者が従事しており、今後はこの者が指揮・監督に当たることで、猟具の設置や撤収方法等の更なる習熟を図る体制が整備されていると認められる。さらに、捕獲の実施に当たっては、鳥獣行政職員又は鳥獣保護員が立ち会うことによる適正な捕獲の実施、広報・放送等を通じての関係住民等への事前周知などにより、安全性についても確保されていると認められる。